

寝屋川市障害福祉計画（第2期計画 [平成21～23年度]）の構成と考え方（案）

計画の策定にあたって
・計画の目的 ・計画の位置づけ ・計画の期間 ・計画の策定方法 ・計画の進捗管理
・寝屋川市障害者長期計画を実現していくための主として福祉分野の取り組みを推進する計画として、第1期計画の実績をふまえて策定します。



障害福祉サービス等の推進方策
1. 障害福祉サービス等を推進していくうえでの考え方（案）
・相談支援とサービス提供が連携した総合的・継続的な支援を推進します
・ニーズに対応した新体系のサービス提供体制を確立します
・地域と密着した支援のしくみづくりをめざします
・第1期計画の考え方を継承しつつ、実績をふまえてより具体的な目標を設定します。
2. 障害福祉サービス等の見込量と提供体制の確保策
・障害福祉サービスの見込量と確保策
・地域生活支援事業の内容と事業量
・第1期計画に基づく実績をふまえつつ、今後のニーズを予測して必要なサービス量を推計します。また、上記「1」の考え方に沿うとともに、国・府の基本指針もふまえて、提供体制の確保策を定めます。
3. 地域生活への移行・一般就労への移行に関する目標と推進方策
・第1期計画の実績もふまえて目標を設定し、いっそうの推進を図るための方策を定めます。



障害者支援を推進していくために重点的に取り組む事項 （寝屋川市障害者長期計画の重点実施事項）
（例）
○総合的な相談支援によるニーズの把握と、サービスへの的確なつなぎ、新たなサービス開発に向けた連携のしくみづくり
○ライフステージを通じた発達支援のためのネットワークと、療育・教育支援、生活支援のしくみづくり
○関連部局・機関・団体等の連携による就労・日中活動の場の拡大と、移行・定着のための支援の充実
・地域自立支援協議会からの課題提起もふまえつつ、第2期計画の3年間で重点的に取り組む事項を定めます。

○計画の目的と位置づけについて

- ・障害福祉計画は、障害福祉サービス等の的確な提供をはじめとした自立支援のための施策等を計画的に推進していくよう、障害者自立支援法に基づいて策定します。第2期計画は、平成23年度までの新サービス体系への移行を念頭に置いて策定した第1期計画の考え方を継承しつつ、進捗状況等をふまえて策定します。
- ・あわせて、障害者基本法に基づき、障害者支援の長期的な方向性を定めた「寝屋川市障害者長期計画」を具体的に推進していくために、重点的に取り組む事項等も盛り込みます。

○障害福祉サービス等を推進していくうえでの考え方について

- ・第1期計画の考え方を継承しつつ、実績をふまえてより具体的な目標を設定します。

(参考：第1期計画)

- 自立とエンパワメントを支援する的確な相談支援・サービスを提供します
- 利用者が選択できる十分かつ多様なサービスを確保・創出します
- 重度障害者の地域生活・地域移行と社会参加を支援する体制をつくります
- 地域のさまざまな力が連携できる支援のしくみをつくります

(第2期計画の案)

- ①相談支援とサービス提供が連携した総合的・継続的な支援を推進します
 - ・新体系のサービスが一定整備されてきたなか、必要なサービスが的確に利用できるよう、総合的・継続的なケアマネジメントの視点に立ったサービス提供を推進します。
- ②ニーズに対応した新体系のサービス提供体制を確立します
 - ・日中活動系サービスの新体系への移行を推進するとともに、第1期計画の達成度が低いサービス等の提供体制の確保を図ります。また、すべての利用者の権利擁護の視点に立った質の高いサービスの提供を推進します。
- ③地域と密着した支援のしくみづくりをめざします
 - ・障害福祉サービス等ができるだけ身近なところで利用できるよう提供体制の確保を図ります。また、地域のさまざまな力の連携による自立支援のしくみづくりを推進します。

○障害福祉サービス等の見込量について

- ・第1期計画に基づくサービス利用の実績をふまえつつ、ニーズ調査やヒアリング等を通じて今後のニーズを予測して必要なサービス量を推計します。

○障害者支援を推進していくために重点的に取り組む事項について

- ・寝屋川市障害者長期計画を推進していくうえで、平成21～23年度の3年間に重点的に取り組む事項を、地域自立支援協議会からの課題提起等もふまえて定めます。

(例)

- ①総合的な相談支援によるニーズの把握と、サービスへの的確なつなぎ、新たなサービス開発に向けた連携のしくみづくり
 - ・相談支援機関のネットワークの強化、相談支援機関とサービス提供主体（事業者、教育機関、地域等）の連携と課題解決のための協議の推進、など
- ②ライフステージを通じた発達支援のためのネットワークと、療育・教育支援、生活支援のしくみづくり
 - ・早期療育における連携の実績を活かした継続的な発達支援のしくみづくり、多様な発達支援のニーズに対応した療育・特別支援教育・福祉サービス等の充実、など
- ③関連部局・機関・団体等の連携による就労・日中活動の場の拡大と、移行・定着のための支援の充実
 - ・新たな就労や実習ができる場の開拓、就労支援と福祉の連携による継続的な支援の充実、工賃倍増等福祉的就労の充実に向けた取り組みの推進